

## 論点に対する回答

省 庁 名	内閣府
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>本年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、会計手続き等の行政内部手続きについても書面・押印・対面の見直しが求められている。</p> <p>従来の紙の書類に基づいた国の契約事務の見直しを進めるにあたって、民間事業者の間で利用が広がりつつあるサービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う電子契約サービス（以下、「クラウド型電子署名サービス」という。）を用いることが可能となれば、国の契約事務のデジタル化が一段と促進されると考えられる。</p> <p>一方、クラウド型電子署名サービスを利用すると、電子署名が行われた文書がサービス提供事業者のサーバに保存されるとともに、そのコピー（署名付き文書）が事業者から契約者である国の行政機関に送付されることが想定されるなど、従前の紙媒体での契約書とは異なる文書管理が求められることになるため、サービス利用の際の留意点について、確認させていただきたい。</p> <p>&lt;論点&gt;</p> <p>クラウド型電子署名を用いた場合の契約文書の扱いについて、適切かつ効率的な行政文書の管理の観点からは、どのような対応を取ることが適当であり、どのようなことに留意する必要があるか。</p>
<p><b>【回 答】</b></p> <p>国の行政機関Aが契約先Bとの契約を締結するに当たり、事業者Cが提供するクラウド型電子署名サービスを利用する場合、AとBの間で合意・作成された契約書の電子媒体に、Cにおいて電子署名、タイムスタンプ等を行うことにより、当該電子媒体が契約書の正本になるものと考えられる。また、その上で、Cが管理する正本と同じ内容の電子媒体が契約の当事者であるA及びBに送付されるとともに、Cが管理する正本への閲覧のアクセスが可能になるものと考えられる。</p> <p>公文書管理法は、「行政文書」の定義を「行政機関の職員が職務上作成し、</p>	

又は取得した文書」とし、整理、保存、移管又は廃棄等について定めている。上記のクラウド型電子署名サービスを利用する場合、どの電子媒体をもってAが取得・作成した行政文書とするのが適当かを検討する必要があるが、AがCから最終的に取得した契約文書の電子媒体（副本）を行政文書として管理する方法が考えられる。

具体的には、サービス事業者Cによる電子署名実施後に、Cから送付され、Aが取得した文書（電子署名付きの電子媒体の契約書類に加え、Cが管理する文書情報へのアクセス方法を記載した電子メール又はウェブ画面のスナップショット等）を保存しておくことが適当である。あわせて、契約のために、AからCに対して最終的に送付した文書（電子媒体）を保存しておくことも考えられる。

国立公文書館に移管する場合には、CからAに送付された電子署名実施後の契約文書に係る電子媒体を移管する（Cによる電子署名実施後の電子媒体が国立公文書館における永年保存に適さない場合には、AからCに対して最終的に送付した文書（電子媒体）を移管する）ことから、確実に移管ができるよう措置しておくことが必要である。

なお、公文書管理法上、上記以外の方法として、AとCの間の契約により、電子署名が行われた契約文書の電子媒体を保管する事業者であるCにおいて、そのサーバ内でAの行政文書として管理させるという方法も考えられる。ただし、この方法は、公文書の保存期間満了日（又は内閣総理大臣との廃棄協議終了日若しくは移管日）までの長期にわたり管理を委託する必要がある、これに伴う経費や、当該契約を管理する行政機関側の事務負担も大きくなることに留意が必要である。

(参考)

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

(定義)

第二条（略）

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。(略)